

● 償却資産の所有者は申告をお忘れなく

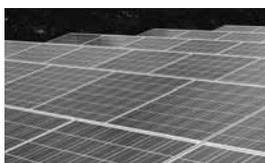
☎ 役場税務課固定資産税係 ☎ 286-3116

償却資産とは

事業用に所有している構築物・機械・器具・備品などのことをいいます。具体的には右表に記載してあるものなどです。償却資産の申告は、法人税・所得税の確定申告とは異なりますので、お間違えのないようお願いいたします。

「太陽光パネル」は申告の対象になります

一般家庭でも全量売電契約(目安/10kW以上)であれば申告対象となりますのでご注意ください。



※法人・事業主の人は契約内容、発電量にかかわらず申告の対象となります。

償却資産の申告は1月31日までに

償却資産の所有者は毎年1月1日(賦課期日)の状況を、1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告する義務があります(地方税法第383条)。無申告または虚偽の申告をした場合は、過料または罰金刑などに科されますので、必ず申告してください。

申告書について

前年度に申告をした個人・法人には、12月中旬に申告書を送付します。今回、申告が必要な人で、申告書が手元にない人は、町ホームページからダウンロードするか、役場税務課固定資産税係までご連絡ください。

業種	申告対象となる償却資産の例
共通	太陽光パネル、パソコン、コピー機、ルームエアコン、看板、自動販売機、駐車場の舗装など
農業	田植機、堆肥舎、サイロ、コンバイン(大型特殊自動車)、脱穀機、耕運機、梨棚、ぶどう棚など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機または冷蔵機付きも含む)など
医業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど)
不動産貸付業	フェンス、自転車置き場、門・塀・緑化施設の外構工事など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機器、サインポールなど

電子申告(eLTAX)による申告も受け付けております。こちらを希望する場合は、地方税ポータルシステムeLTAXのホームページ(<http://www.eltax.jp/>)からご利用ください。

2つの給付金の申請はお済みですか?

確認じゃ!



カクニンジャ

4月から消費税率の引き上げによる負担を緩和するために、臨時的な給付措置として「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」を受給することができません。

締め切りを過ぎますと給付金の受給ができませんので、早めに申請をお済ませください。

※締め切り間際に申請され、不備があると受給できなくなる可能性があります。なるべく12月中に申請してください。

※申請書を紛失した人は再発行します。

締め切り/1月5日(月)

申請・☎

▼臨時福祉給付金/役場福祉課

☎ 286・3115

▼子育て世帯臨時特例給付金/役場

子ども課 ☎ 286・3117

※お問い合わせの際は「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時福祉給付金」のことお申し出ください。

臨時福祉給付金

役場福祉課

支給対象者

平成26年度分の住民税の非課税者

※課税されている人の扶養親族や生活保護受給者は除きます